

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第1号

改正後	現行																											
<p>別紙様式第1号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. <u>信用金庫代理業者の一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 30%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 40%;">信用金庫代理業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度末時点における当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。</u></p> <p>ニ. <u>信用金庫が営む銀行代理業等の状況</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当該信用金庫が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</u></p>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務							所属金融機関の商号又は名称			<p>別紙様式第1号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. <u>信用金庫代理業者数の推移</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前年度末</th> <th style="width: 50%;">当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>二. <u>当年度新規信用金庫代理業者</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 30%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 40%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。</u></p>	前年度末	当年度末					氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務																										
所属金融機関の商号又は名称																												
前年度末	当年度末																											
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務																										

ホ、当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 （略）
 （記載上の注意）
当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所
所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。
 （以下略）

ホ、信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前年度末	当年度末
合 計		

（記載上の注意）

適宜地区別に区分して記載すること。

ハ、当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 （略）
 （記載上の注意）
開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。
 （以下略）

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第2号

改正後	現行
<p>別紙様式第2号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （1）～（20）（略）</p> <p><u>（21） 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>（22）</u> （略）</p> <p>2. ～ 6. （略）</p>	<p>別紙様式第2号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （1）～（20）（略）</p> <p><u>（21）</u> （略）</p> <p>2. ～ 6. （略）</p>

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第4号

改正後	現行																																																			
<p>別紙様式第4号（第25条第1項関係） （略） 1.（略） （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">区</td> <td style="width:30%; text-align: center;">分</td> <td style="width:40%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報</td> <td style="text-align: center;">酬</td> <td style="text-align: center;">給 料 手 当</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減</td> <td style="text-align: center;">価</td> <td style="text-align: center;">償 却 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td style="text-align: center;">他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> </table> <p>（以下略）</p>	区	分	金 額	人	件	費	報	酬	給 料 手 当	~~~~~			減	価	償 却 費	そ	の	他	税	金	計	合	計	計	<p>別紙様式第4号（第25条第1項関係） （略） 1.（略） （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">区</td> <td style="width:30%; text-align: center;">分</td> <td style="width:40%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報</td> <td style="text-align: center;">酬</td> <td style="text-align: center;">給 料 手 当</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減</td> <td style="text-align: center;">価</td> <td style="text-align: center;">償 却 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">形</td> <td style="text-align: center;">固 定 資 産 償 却</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td style="text-align: center;">他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> </table> <p>（以下略）</p>	区	分	金 額	人	件	費	報	酬	給 料 手 当	~~~~~			減	価	償 却 費	無	形	固 定 資 産 償 却	そ	の	他	税	金	計	合	計	計
区	分	金 額																																																		
人	件	費																																																		
報	酬	給 料 手 当																																																		
~~~~~																																																				
減	価	償 却 費																																																		
そ	の	他																																																		
税	金	計																																																		
合	計	計																																																		
区	分	金 額																																																		
人	件	費																																																		
報	酬	給 料 手 当																																																		
~~~~~																																																				
減	価	償 却 費																																																		
無	形	固 定 資 産 償 却																																																		
そ	の	他																																																		
税	金	計																																																		
合	計	計																																																		

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第5号

改正後	現行																									
<p>別紙様式第5号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. 信用金庫代理業者の一覧</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">氏名又は名称</th> <th style="width:40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:30%;">信用金庫代理業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度末時点における当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。</u></p> <p>ニ. 信用金庫連合会が営む銀行代理業等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当該信用金庫連合会が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</u></p>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務							所属金融機関の商号又は名称			<p>別紙様式第5号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. 信用金庫代理業者数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">前年度末</th> <th style="width:50%;">当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>二. 当年度新規信用金庫代理業者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">氏名又は名称</th> <th style="width:40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:30%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。</u></p>	前年度末	当年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務																								
所属金融機関の商号又は名称																										
前年度末	当年度末																									
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務																								

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 (略)

(記載上の注意)

当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前年度末	当年度末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 (略)

(記載上の注意)

開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第6号

改正後	現行
<p>別紙様式第6号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （1）～(20)（略）</p> <p><u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>(22) （略）</u></p> <p>2. ～6.（略）</p>	<p>別紙様式第6号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （1）～(20)（略）</p> <p><u>(21) （略）</u></p> <p>2. ～6.（略）</p>

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第8号

改正後	現行																																		
<p>別紙様式第8号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>1. 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 件 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 酬 給 料 手 当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		~~~~~		減 価 償 却 費		そ の 他		税 金		合 計		<p>別紙様式第8号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>1. 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 件 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 酬 給 料 手 当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産 償 却</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		~~~~~		減 価 償 却 費		無 形 固 定 資 産 償 却		そ の 他		税 金		合 計	
区 分	金 額																																		
人 件 費																																			
報 酬 給 料 手 当																																			
~~~~~																																			
減 価 償 却 費																																			
そ の 他																																			
税 金																																			
合 計																																			
区 分	金 額																																		
人 件 費																																			
報 酬 給 料 手 当																																			
~~~~~																																			
減 価 償 却 費																																			
無 形 固 定 資 産 償 却																																			
そ の 他																																			
税 金																																			
合 計																																			

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第9号

改正後	現行																									
<p>別紙様式第9号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. 信用金庫代理業者の一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 30%;">信用金庫代理業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度末時点における当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。</u></p> <p>ニ. 信用金庫連合会が営む銀行代理業等の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当該信用金庫連合会が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</u></p>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務							所属金融機関の商号又は名称			<p>別紙様式第9号（第25条第1項関係）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>ハ. 信用金庫代理業者数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前年度末</th> <th style="width: 50%;">当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>二. 当年度新規信用金庫代理業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 30%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。</u></p>	前年度末	当年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務																								
所属金融機関の商号又は名称																										
前年度末	当年度末																									
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務																								

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 (略)
 (記載上の注意)
当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。
 (以下略)

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前年度末	当年度末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
 (略)
 (記載上の注意)
開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。
 (以下略)

改正後	現行
<p>別紙様式第10号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1． （1）～(20)（略） <u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(22) （略）</u></p> <p>2．～6．（略）</p>	<p>別紙様式第10号（第25条第1項関係） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1． （1）～(20)（略）</p> <p><u>(21) （略）</u></p> <p>2．～6．（略）</p>

改正後	現行																																		
<p>別紙様式第12号（第25条第1項関係） （略） 1. 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 件 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 酬 給 料 手 当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		~~~~~		減 価 償 却 費		そ の 他		税 金		合 計		<p>別紙様式第12号（第25条第1項関係） （略） 1. 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 件 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 酬 給 料 手 当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産 償 却</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		~~~~~		減 価 償 却 費		無 形 固 定 資 産 償 却		そ の 他		税 金		合 計	
区 分	金 額																																		
人 件 費																																			
報 酬 給 料 手 当																																			
~~~~~																																			
減 価 償 却 費																																			
そ の 他																																			
税 金																																			
合 計																																			
区 分	金 額																																		
人 件 費																																			
報 酬 給 料 手 当																																			
~~~~~																																			
減 価 償 却 費																																			
無 形 固 定 資 産 償 却																																			
そ の 他																																			
税 金																																			
合 計																																			

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号

その他資本剰余金		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			利益準備金		控除項目計（D）		
利益準備金		内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			特別積立金		自己資本額（C-D）（E）		
特別積立金		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			次期繰越金				
次期繰越金		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			その他				
その他		控除項目不算入額	△	△	処分未済持分	△	△		
処分未済持分	△	控除項目計（D）			自己優先出資	△	△		
自己優先出資	△	自己資本額（C-D）（E）			自己優先出資申込証拠金				
自己優先出資申込証拠金					その他有価証券の評価差損	△	△		
その他有価証券の評価差損	△				営業権相当額	△	△		
営業権相当額	△				のれん	△	△	資産（オン・バランス）項目	
のれん相当額	△				基本的項目（A）			オフ・バランス取引項目	
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△							リスク・アセット等計（F）	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△				土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額				
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△				一般貸倒引当金				
基本的項目（A）					負債性資本調達手段等				
		資産（オン・バランス）項目			負債性資本調達手段				
					期限付劣後債務及び期限付優先出資				
					補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A/F）	% %
					補完的項目（B）			自己資本比率（E/F）	% %

（記載上の注意）

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計（F）		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額△	△		T i e r 1比率（A / F）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（E / F）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 貸借対照表

（略）

（記載上の注意）

1. （略）

(1)～(20)（略）

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) （略）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

第2 貸借対照表

（略）

（記載上の注意）

1. （略）

(1)～(20)（略）

(21) （略）

(以下略)

(以下略)

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号の2

改正後	現行																																																																								
<p>別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（<u>連結業務報告書</u>） 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫名） （理事長 氏名 印）</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連結業務報告書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. <u>連結自己資本比率の状況</u> 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p>	<p>別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（<u>連結業務報告書</u>） 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫名） （理事長 氏名 印）</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連結業務報告書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. <u>連結自己資本比率の状況</u> 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕</p>																																																																								
信用リスク・アセット算出手法																																																																									
（単位：百万円）																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			資本剰余金						利益剰余金						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			資本剰余金						利益剰余金					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																						
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																						
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																						
資本剰余金																																																																									
利益剰余金																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金	百万円	百万円	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	百万円	百万円																																																																				
非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																						
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																						
資本剰余金																																																																									
利益剰余金																																																																									

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号の2

処分未済持分△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			処分未済持分△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己優先出資△	△				自己優先出資△	△			
自己優先出資申込証拠金					自己優先出資申込証拠金				
その他有価証券の評価差損△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			その他有価証券の評価差損△	△	控除項目不算入額△	△	
為替換算調整勘定		内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			連結子会社の少数株主持分		控除項目計（D）		
新株予約権		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			営業権相当額△	△	自己資本額（C） - （D）（E）		
連結子法人等の少数株主持分		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス			のれん△	△			
営業権相当額△	△				基本的項目（A）				
のれん相当額△	△	控除項目不算入額△	△		土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額		資産（オン・バランス）項目		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額△	△	控除項目計（D）			一般貸倒引当金		オフ・バランス取引項目		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額△	△	自己資本額（C） - （D）（E）			負債性資本調達手段等		リスク・アセット等計（F）		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額△	△				負債性資本調達手段				
基本的項目（A）					期限付劣後債務及び期限付優先出資				
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		資産（オン・バランス）項目			補完的項目不算入額△	△			
					補完的項目（B）		Tier1比率（A / F）	%	%
		オフ・バランス取引等項目			自己資本総額（A+B）（C）		自己資本比率（E / F）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載す

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号の2

一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 (B)			Tier1比率 (A/F)	%	%
自己資本総額 (A+B) (C)			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 連結財務諸表

1. (略)

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預け金		預 金 積 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	

- ること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

第2 連結財務諸表

1. (略)

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預け金		預 金 積 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第13号の2

		土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計			土地再評価差額金 評価・換算差額等合計
		新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計			少数株主持分 純資産の部合計
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意) 1. (1)～(3) (略) (4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(16) (略) (17) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 (18) (略) (以下略)			(記載上の注意) 1. (1)～(3) (4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(16) (略) (17) (略) (以下略)		

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号

改 正 後	現 行																																																																												
<p>別紙様式第14号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期 ⎧ 業 務 報 告 書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所 在 地) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (理 事 長 氏 名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>(略)</p> <p>1. ~15. (略)</p> <p><u>16. 単体自己資本比率</u></p> <p><u>当期末現在</u></p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td></td> <td></td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目不算入額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目（C）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△	優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金						<p>別紙様式第14号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期 ⎧ 業 務 報 告 書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所 在 地) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (理 事 長 氏 名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>(略)</p> <p>1. ~15. (略)</p> <p><u>16. 単体自己資本比率</u></p> <p><u>当期末現在</u></p> <p><u>〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目不算入額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目（C）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			準補完的項目不算入額	△	△	優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金					
信用リスク・アセット算出手法																																																																													
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																								
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																										
非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額	△	△																																																																								
優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）																																																																										
資 本 準 備 金																																																																													
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																													
信用リスク・アセット算出手法																																																																													
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																								
出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円																																																																								
非累積的永久優先出資金			準補完的項目不算入額	△	△																																																																								
優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）																																																																										
資 本 準 備 金																																																																													
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																													

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号

利益準備金			自己資本総額（A+B+C） (D)			利益準備金			自己資本総額（A+B+C） (D)		
特別積立金						特別積立金					
次期繰越金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			次期繰越金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			自己優先出資	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
自己優先出資申込証拠金						自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			のれん	△	△	控除項目計（E）		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			基本的項目（A）			自己資本額（D-E）（F）		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ			償還を行う蓋然性を有する株式等					
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△				海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
基本的項目（A）			控除項目不算入額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%					
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目計（E）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産（オン・バランス）項目		
			自己資本額（D-E）（F）						オフ・バランス取引項目		

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号

海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A/G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F/G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。

一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計（G）		
負債性資本調達手段			（参考）マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A/G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F/G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。

5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1.

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

(以下略)

第2 貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1.

(1)～(20) (略)

(21) (略)

(以下略)

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号の2

改正後	現行																																																																																				
<p>別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) _____ (所在地) _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (理事長 氏名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. <u>連結自己資本比率の状況</u> 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p>	<p>別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) _____ (所在地) _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) (理事長 氏名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. <u>連結自己資本比率の状況</u> 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p>																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																					
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td></td> <td></td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td> <td></td> <td></td> <td>準 補 完 的 項 目 (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td>自 己 資 本 総 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td>(A+B+C) (D)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処 分 未 済 持 分</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額			利 益 剰 余 金			(A+B+C) (D)			処 分 未 済 持 分	△	△	他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td></td> <td></td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td> <td></td> <td></td> <td>準 補 完 的 項 目 (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td>自 己 資 本 総 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td>(A+B+C) (D)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処 分 未 済 持 分</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額			利 益 剰 余 金			(A+B+C) (D)			処 分 未 済 持 分	△	△	他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																																		
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																																
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																																		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額																																																																																		
利 益 剰 余 金			(A+B+C) (D)																																																																																		
処 分 未 済 持 分	△	△	他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額																																																																																		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																																		
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																																
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																																		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額																																																																																		
利 益 剰 余 金			(A+B+C) (D)																																																																																		
処 分 未 済 持 分	△	△	他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額																																																																																		

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号の2

自己優先出資	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己優先出資	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己優先出資申込証拠金						自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
為替換算調整勘定						為替換算調整勘定					
新株予約権											
連結子法人等の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち海外特定目的会社の発行する優先出資証券			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			うち海外特定目的会社の発行する優先出資証券			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			のれん	△	△	控除項目不算入額	△	△
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			基本的項目（A）			控除項目計（E）		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	PD /LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D-E）（F）		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産（オン・バランス）項目		
基本的項目（A）			控除項目不算入額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目計（E）			一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			自己資本額（D-E）（F）			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計（G）		
土地の再評価額と再評価の			資産（オン・バランス）項目			負債性資本調達手段			（参考）マーケット・リスク相当額		
						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
						補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A/G）	%	%

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号の2

直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額 を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、 適格引当金が期待損失額を上回る 額			オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める 率を乗じて得た額が新所要自己資本 の額を上回る額に12.5を乗じて得た 額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		
期限付劣後債務及び期限 付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率（A / G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F / G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

補完的項目（B）			自己資本比率（F / G）	%	%
----------	--	--	---------------	---	---

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第14号の2

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 け 金		預 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	
~~~~~			
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	
		少 数 株 主 持 分	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1.

(1)~(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) (略)

(以下略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 及 び 預 け 金		預 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	
~~~~~			
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		少 数 株 主 持 分	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1.

(1)~(16) (略)

(17) (略)

(以下略)

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第15号

改正後	現行																																																																								
<p>別紙様式第15号（第131条第1項関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</div> <p style="text-align: center;">業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで （信用金庫連合会名） （所在地） 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （理事長氏名 印） 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業務報告書</u> 目次</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p>1. ～16.（略）</p> <p>17. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在 [国際統一基準に係る単体自己資本比率]</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</div> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td></td> <td></td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目不算入額△</td> <td></td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目（C）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額△		△	優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金						<p>別紙様式第15号（第131条第1項関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</div> <p style="text-align: center;">業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで （信用金庫連合会名） （所在地） 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （理事長氏名 印） 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業務報告書</u> 目次</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p>1. ～16.（略）</p> <p>17. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在 [国際統一基準に係る単体自己資本比率]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目不算入額△</td> <td></td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目（C）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			準補完的項目不算入額△		△	優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																						
非累積的永久優先出資			準補完的項目不算入額△		△																																																																				
優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）																																																																						
資 本 準 備 金																																																																									
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円																																																																				
非累積的永久優先出資金			準補完的項目不算入額△		△																																																																				
優先出資申込証拠金			準補完的項目（C）																																																																						
資 本 準 備 金																																																																									
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																									

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第15号

利益準備金			自己資本総額（A+B+C）			利益準備金			自己資本総額（A+B+C）		
			(D)						(D)		
特別積立金						特別積立金					
次期繰越金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			次期繰越金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			自己優先出資	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
自己優先出資申込証拠金						自己優先出資申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			のれん	△	△	控除項目計（E）		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			基本的項目（A）			自己資本額（D-E）（F）		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ			償還を行う蓋然性を有する株式等					
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
基本的項目（A）			控除項目計（E）			その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%					
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D-E）（F）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産（オン・バランス）項目		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券						一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
						負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
						負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） 別紙様式第15号

その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率（A / G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F / G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

			(参考) マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率（A / G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F / G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。

第2 貸借対照表

(記載上の注意)

1.

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

(以下略)

第2 貸借対照表

(記載上の注意)

1. (略)

(1)～(20) (略)

(21) (略)

(以下略)